

医業等所得金額の区分計算書の記載要領

■ はじめに

医業等所得金額の区分計算書には、**様式 1（措置法による計算書）**と**様式 2（収支による計算書）**の 2 種類があります。

所得税（国税）において、租税特別措置法第 26 条の規定を適用して措置法による計算書を提出した方は様式 1 を、それ以外の方は様式 2 を提出してください。

■ 区分計算書様式 1（措置法による計算書）の記入の仕方

- 1 「1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」
「2 措置法による計算書」の「所得税に関する事項」 } の欄の記入について

◎ 青色申告の方は、所得税申告書様式の「青色申告決算書（一般用）」、「青色申告決算書（一般用）付表〈医師及び歯科医師用〉」、白色申告の方は、「収支内訳書（一般用）」「収支内訳書（一般用）付表〈医師及び歯科医師用〉」をもとに作成してください。

- (1) 自由診療に係る必要経費等の配分率は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位まで算定してください。（例：15.827 % → 15.83 %）
- (2) 各種引当金・準備金等については、「1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」で求めた配分率を乗じたものを自由診療欄に記入してください。

2 「2 措置法による計算書」の「事業税に関する事項」欄の記入について

(1) 「事業税の専従者給与（控除）額」欄

事業主と生計を一にする配偶者やその他の 15 歳以上の親族で、所得税の申告では配偶者控除又は扶養控除の対象とした人でも、事業専従者で現に事業に専従している場合には、地方税法第 72 条の 55 の規定による事業税の申告（期限後申告を含む。）をしていれば、個人事業税においては事業専従者とすることができます（参照条文：地方税法第 72 条の 49 の 12 第 2 項、第 3 項）。この規定に該当する事業専従者がいる場合に、その専従者給与（控除）額をこの欄に記入します。

◎ 合計欄の専従者給与（控除）額に「自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」で求めた配分率を乗じたものを自由診療欄に記入してください。なお、この計算で円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。

注：事業専従者で所得税の申告では配偶者控除等の対象とした人がいない場合には、所得税で必要経費に算入した専従者給与（控除）額は、「所得税に関する事項」の欄にすでに計上されているので、この欄の記入は不要です。

(2) 「各種損失の控除額」欄

この欄には、次のア～エに該当する損失等がある場合に、その金額を記入します。

ア 損失の繰越控除額（参照条文：地方税法第72条の49の12第6項）

前年前3年間における所得の計算上生じた損失の金額で前年前に控除されなかった部分については、損失が発生した年分に所得税の青色申告の承認を受けて事業税の期限内申告（やむを得ない事情がある場合は、事業税の納税通知書が送達される時までにされた期限後申告を含む。）をし、かつ、その後の年分についても連続して事業税の申告（事業税の納税通知書が送達される時までにされた期限後申告を含む。）をしている場合に限り、控除することができます。

イ 被災事業用資産の損失の繰越控除額（参照条文：地方税法第72条の49の12第7項）

前年前3年における所得の計算上生じた被災事業用資産の損失の金額で前年前に控除されなかった部分については、損失が発生した年分につき事業税の期限内申告（やむを得ない事情がある場合は、事業税の納税通知書が送達される時までにされた期限後申告を含む。）をし、かつ、その後の年分についても連続して事業税の申告（事業税の納税通知書が送達される時までにされた期限後申告を含む。）をしている場合に限り、控除することができます。

ウ 事業用資産の譲渡損失の控除額（参照条文：地方税法第72条の49の12第9項）

直接事業の用に供する資産で政令で定めるものを譲渡したために生じた損失の金額は、事業税の期限内申告（やむを得ない事情がある場合は、事業税の納税通知書が送達される時までにされた期限後申告を含む。）をしている場合に限り、控除することができます。

※ 政令で定めるもの・・・・・・直接事業の用に供する所得税法施行令第6条第3号から第7号までに掲げる固定資産（機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）及び同条第9号に掲げる生物で、事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたもの

エ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除額（参照条文：地方税法第72条の49の12第10項）

前年前3年間における事業用資産の譲渡損失の金額で前年前に控除されなかった部分については、損失が生じた年分に所得税の青色申告の承認を受けて事業税の期限内申告（やむを得ない事情がある場合は、事業税の納税通知書が送達される時までにされた期限後申告を含む。）をし、かつ、その後の年分についても連続して事業税の申告（事業税の納税通知書が送達される時までにされた期限後申告を含む。）をしている場合に限り、控除することができます。

- ◎ 合計欄の額にそれぞれ配分率を乗じたものを、自由診療欄に記入してください。
- ◎ ウの控除額を配分する際には、「自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」で求めた配分率を使用してください。
- ◎ ア、イ、エの各種の繰越控除額を配分する際には、損失が生じた年の配分率を使用し、「() %」欄に使用した配分率を記入してください。
- ◎ 配分率を乗じる際に円未満の端数が生じた場合は、切り上げてください。

■ 区分計算書様式 2（収支による計算書）の記入の仕方

青色申告の方は、「青色申告決算書（一般用）」、白色申告の方は、「収支内訳書（一般用）」をもとにして作成してください。

1 「1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」の欄の記入について

- ◎ 計算式に従って、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算定してください。
(例：15.827%→15.83%)

2 「2 収支計算書」の「所得税に関する事項」の欄の記入について

(1) 「売上原価」欄

- ◎ 所得税において申告した金額を⑫の合計欄に記入し、それに「1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」で求めた配分率を乗じたものを自由診療欄に記入してください。なお、この計算で円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。

(2) 「経費」欄

- ◎ 所得税において申告した経費のうち、社会保険診療収入に係る経費と自由診療収入に係る経費とに区分できるものを⑮の欄に記入し、それ以外の経費（区分できない経費）を⑯の欄に記入してください。
- ◎ 個人事業税は自由診療に係る経費ですから、区分できる経費として⑭欄に記入してください。
- ◎ ⑯（区分できない経費）の合計欄の金額に「1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」で求めた配分率を乗じたものを自由診療欄に記入してください。なお、この計算で円未満の端数が生じた場合は、切り上げてください。

(3) 「各種引当金・準備金等」欄

- ◎ 所得税において申告した各種引当金・準備金等をそれぞれ該当する欄に記入してください。
- ◎ ⑳及び㉑の合計欄の金額に「1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」で求めた配分率を乗じたものを自由診療欄に記入してください。なお、この計算で円未満の端数が生じた場合は、切り上げてください。

3 「2 収支計算書」の「事業税に関する事項」の欄の記入について

- ◎ 記入の仕方は、区分計算書様式 1（措置法による計算書）の「事業税に関する事項」欄と同じですから、参照してください。